

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：
 - ①アイサワ工業株式会社（法人番号4260001000102）
業者の住所：岡山県岡山市北区表町1-5-1
 - ②岐阜（2）評価施設新設建築その他工事銭高組・アイサワ工業建設共同企業体
代表者の住所：大阪府大阪市西区西本町2-2-4
 - ③株式会社銭高組（法人番号5120001049004）
業者の住所：大阪府大阪市西区西本町2-2-4
- 2 指名停止措置期間：令和4年5月11日から
令和4年8月10日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 岐阜（2）評価施設新設建築その他工事銭高組・アイサワ工業建設共同企業体の構成員であるアイサワ工業株式会社の使用人は、当局発注の岐阜（2）評価施設新設建築その他工事において、当局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売等妨害罪違反で愛知県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第9号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第9号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 9 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の発注機関の契約担当官等 イ 対象区域外の発注機関の契約担当官等	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内 2月以上12月以内